

## 「介護職員処遇改善加算取得促進支援事業」企画提案公募実施要領

令和8年度に「介護職員処遇改善加算取得促進支援事業（以下「事業」という。）」を実施するに当たり、この要領に基づき企画提案公募を実施する。

### 1 事業の目的

介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）取得なしの事業所、加算の取得意向があるものの、「事務作業が煩雑」「賃金管理が困難」といった理由により、加算の取得を困難としている。こうした取得困難理由を排除することにより、加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）の取得を図り、また加算ⅡからⅣ取得事業所は上位加算の取得し、介護職員の確保・定着促進につなげることを目的とする。

### 2 事業の概要

加算取得なし・上位加算取得（加算Ⅱ～Ⅳ取得事業所）・処遇改善加算が新設されるサービスの事業所を対象として、制度の理解促進のための勉強会を開催するとともに、加算の取得に必要な手続きの段階に応じ、個別相談を実施する。具体的には、以下の（１）～（３）の事業を実施すること。

なお、各事業の対象となる事業所の一覧は、契約締結後に県から提供する。

#### （１）制度を理解するための小冊子の作成

「今さら聞けない処遇改善加算」として、処遇改善加算等の基本的な考え方、処遇改善加算等未取得の場合に及ぼされる影響、処遇改善加算等の仕組み、処遇改善加算等取得及び活用方法、事務処理の手順等をまとめた小冊子を作成し、対象事業所に配付。

これらの作成には社会保険労務士等による内容の法務的なチェックと助言を受けること。

配付数：令和8年3月時点で506事業所

#### （２）加算取得、上位加算取得に向けた勉強会の開催（県内4地区）

福岡県内4地区（福岡・北九州・筑豊・筑後）において、加算取得なしの事業所、上位加算取得事業所（加算Ⅱ～Ⅳ取得事業所）、処遇改善加算が新設されるサービス事業所を対象として、社会保険労務士、キャリア・コンサルタント、中小企業診断士等を講師とするセミナーを、上記（１）で作成した冊子の内容に沿って開催。

「今さら聞けない処遇改善加算」の内容や事業所の疑問点及び課題を解決し、制度の理解を促すための勉強会を開催することにより、事業所内における加算取得につなげる。

ア 加算取得なしの事業所（506事業所程度）

イ 上位加算取得事業所（3,823事業所程度（加算Ⅱ～Ⅳ取得事業所）

ウ 処遇改善加算が新設されるサービス事業所※

※処遇改善加算が新設されるサービス

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援

区分	開催回数
ア 加算取得なしの事業所向け勉強会	8回以上
イ 上位加算取得事業所向け勉強会	8回以上
ウ 処遇改善加算が新設される事業所向け勉強会	8回以上

※1会場での受講者数を20人以上

※ア～ウの勉強会の開催回数のうち、一部の勉強会についてはオンラインでの開催

### (3) 個別相談

職位・職責・職務内容に応じた任用要件や賃金体系の整備、加算に係る届出書の作成指導等について、きめ細かく助言。

#### ○対象事業所

ア 加算取得なしの事業所（506事業所程度）

イ 上位加算取得事業所（3,823事業所程度（加算Ⅱ～Ⅳ取得事業所数））

ア・イ以外の特に重点的な支援が必要と考えられる訪問介護事業所等※  
（500事業所程度）

※訪問介護事業所等：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、  
夜間対応型訪問介護

ウ 処遇改善加算が新設されるサービス事業所（3,051事業所）

#### 〈個別相談内容〉

内 容
職位・職責・職務内容に応じた任用要件や賃金体系の整備
加算に係る届出の作成
賃金改善等の実施、実績報告を念頭に置いた賃金台帳の整備

### 3 事業の実施方法等

業務委託仕様書のとおり

### 4 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 予算規模

12,585,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 企画提案公募の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 事業に関するノウハウを有し、かつ、事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。  
次に記載する暴力団排除条項の各号に該当しないこと。
  - 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - 四 第一号又は第二号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (5) 国又は地方公共団体から類似の事業の受託実績を有する者であること。  
※類似の事業の受託実績を示す資料を企画書と併せて提出すること。（様式任意）

## 7 企画提案公募スケジュール

### (1) 公募説明会

日時：令和 8 年 4 月 30 日（木曜日） 14 時 00 分から

場所：オンライン

参加希望の場合は、令和 8 年 4 月 27 日（月曜日）12 時 00 分までにふくおか電子申請サービスにて下記 URL もしくは二次元コードから申請すること。なお、説明会に参加しなくても応募は可能。

URL：<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/vrK19N5x>



(2) 企画書の提出期限等

提出期限：令和8年5月18日（月曜日）17時00分（必着）

※ 企画書の提出後、プレゼンテーションを行う。なお、企画提案者多数の場合は、企画書による事前評価を行い、優秀であると評価された上位5者によりプレゼンテーションを行う。その場合の事前評価の結果は文書で通知する。

※ 期限を過ぎたものや電子ファイルで提出されたものは受け付けない。

※ 郵送も可。ただし、期限までに必着。

様式：A4版横書き、片面印刷、上綴じ

提出部数：正本1部、副本7部

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合でも上記提出期限に必着のこと）

提出先：〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

(3) プレゼンテーションの実施

日時：令和8年5月下旬～令和8年6月上旬予定。決まり次第、案内する。

場所：決まり次第、案内する。

※プレゼンテーション時間は、1者あたり10～15分とし、その後5分程度を選定委員との質疑応答時間に充てる。

なお、15分を超えるプレゼンテーションは、事務局において打ち切るものとする。

※プレゼンテーションは、提出された企画書と同じものを使用することとする。選定委員には、7（2）により提出されたものを事務局で事前に配布を行う。

(4) 採択する企画書の選定

令和8年5月下旬～令和8年6月上旬予定。

※ 結果については文書で通知する。

※ 受託候補者の決定後、受託候補者から見積書を徴した上で、契約を締結する予定。

(5) 契約の締結

※ 令和8年5月下旬～令和8年6月上旬予定。

※ 上記（3）による委託業者の決定後、委託業者は、事業開始に向けた調整を速やかに開始することとする。

※ 委託業者は、契約を締結するためには、下記のいずれかに該当する場合を除き契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供しなければならない。契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約の履行後、還付する。

① 委託業者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（補償金額は契約金額の100分の10以上であること）を締結したとき。

② 委託業者が、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月12日福岡県告示第371号）を有する場合において、その者が過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 8 企画書の内容

企画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 上記「2 事業の概要」に掲げる事業(1)(制度を理解するための小冊子の作成)について
- ア：小冊子の作成コンセプト及び完成イメージ
  - イ：小冊子の作成体制(社会保険労務士等専門家の関与)
  - ウ：小冊子が事業所の制度理解促進につながるような工夫

**注意)** 上記記載にあたっては「福岡県介護職員処遇改善加算取得促進支援事業」業務委託仕様書の要件を満たすこと。

- (2) 上記「2 事業の概要」に掲げる事業(2)(加算取得、上位加算取得に向けた勉強会(県内4地区))について
- ア：勉強会の概要(講師、1回あたりの人数、地区別の開催回数、開催予定会場、スケジュール、募集方法、テキスト作成等)
  - イ：実施体制(管理体制、開催当日の対応等)
  - ウ：台風等の緊急時の対応及び代替措置(判断の時期及び基準を含む)
  - エ：研修の実施効果の評価方法

**注意)** 上記記載にあたっては「福岡県介護職員処遇改善加算取得促進支援事業」業務委託仕様書の要件を満たすこと。

- (3) 上記「2 事業の概要」に掲げる事業(3)(個別相談)について
- ア：個別相談の概要(個別相談にどのような人を充てるのか、スケジュール)
  - イ：実施体制(管理体制、派遣当日の対応等)
  - ウ：台風等の緊急時の対応及び代替措置(判断の時期及び基準を含む)
  - エ：個別相談会の実施効果の評価方法

**注意)** 上記記載にあたっては「福岡県介護職員処遇改善加算取得促進支援事業」業務委託仕様書の要件を満たすこと。

- (4) その他
- ア：経費(当該業務に必要な経費の積算額。費用の内訳を記載すること。)
  - イ：類似業務の契約履行実績
  - ウ：個人情報保護に関する事項(個人情報保護に関する規定等を提示すること)

## 9 審査の方法

### (1) 企画書の審査

企画書の審査は、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課に設置する福岡県介護職員処遇改善加算取得促進支援事業委託業者選定委員会により行うものとし、企画書の内容を総合的に審査し、最も評価点数の高い企画案を選定し、これを提出した企画提案者を業務委託先の候補者とする。

なお、企画提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションを実施し、その評価点数によって、業務委託先の候補者としての適否を決定する。

(2) 評価項目

「8 企画書の内容」に掲げる事項を採点して評価する。

(3) 応募の無効

6に示した参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者は、失格とする。

(4) その他

ア 提出された企画書等は、福岡県に帰属するものとし、返却しない。なお、提出された企画書等は、企画書の選定以外の目的には使用しない。

イ 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

## 10 公募に関する質問

本業務の内容など企画提案公募に関する質問は、質問書により、メールで受け付ける。

質問票を送付した際には、併せて「11 問合せ先」に電話連絡すること。

(1) 質問票受付期間

令和8年4月20日（月曜日）から令和8年5月11日（月曜日）15時00分まで

(2) 質問回答

令和8年5月13日（水曜日）までに福岡県庁ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 質問先

質問票を「11 問合せ先」電子メール宛まで送信すること。

## 11 問合せ先

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7（福岡県庁 北棟2階東側）

担当：坂中 電話：092（643）3327

電子メール:k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp